

第1 甲の罪責

1 甲は、第1現場にて、Aの頭部を数回殴打し、Aは当該暴行を受けた翌日に、脳腫脹により死に至っている。かかる行為につき傷害致死罪(205条)が成立するか。

2(1) 本件の場合、まず、甲が加えた暴行は、Aの身体の生理機能を害するものであり、傷害に当たる。

(2)ア もっとも、Aは病院の前まで来るも、病院に行かずに帰っている。つまり、Aの当該行為が介在事情として存在している本件において、Aの死との間の因果関係が認められるかが問題となる。

イ ここで因果関係とは、当該結果の発生を行為者に帰責できるかどうかの判断である。因果関係の有無については、その行為が有していた危険が現実化したと言えるかどうかで判断する。具体的には、㊦行為の危険性、㊧介在事情の寄与度、㊨行為の介在事情への影響を考慮に入れて検討する。

ウ 本件では、㊦甲の行為は、直接、枢要部であるAの頭に危害を加えるものであり、脳腫脹を引き起こし得る危険な行為といえる。もっとも、㊧Aは緊急手術を受けていたならば、救命された可能性が高いことから、Aが病院に行かなかった介在事情の寄与度は大きいように思える。しかし、㊨Aが病院前まで赴いたのは、甲らに連れられてのことであり、病院に立ち寄るかどうかの判断については完全にAに委ねられていた状況であった。そして、病院嫌いの者にとっては、「自分は大丈夫である」と安易に考えてしまうことは容易に想定でき、病院に立ち寄らずに帰ることは、社会通念上あり得ることと言える。

エ よって、甲の暴行行為の危険が現実化したとして、Aの死の結果発生との間の因果関係は認められる。

(3) したがって、甲の行為は、傷害致死罪の構成要件を充足するものである。

(4)ア そもそも、脳腫脹の原因となった硬膜下血腫については、第1現場における甲の暴行と第2現場における丙の暴行の双方が引き起こし得るものであり、どちらの暴行が引き起こしたかを断定することはできない。すると、利益原則(憲法31条)の点から、甲の暴行にAの傷害の結果を帰責することはできないように思える。

イ(ア) ここで、刑法207条の同時傷害の特例を適用できるかについて検討する。当該規定は、結果発生が誰にも帰責することができない状況下において適用の意義を有すると解すと、その適用の有無については、第1現場と第2現場での暴行が、外形的には共同実行に等しいと評価できる状況において行われたこと、すなわち、同一の機会に行われたものであると言えるかどうかで判断する。具体的には、㊦各暴行の時間的・場所的接着性、㊧暴行状況の共通性・継続性を考慮に入れて検討する。

(イ) 本件では、㊦第1現場と第2現場は、場所的に約20キロメートルというかなり離れたものであり、これらの現場が近接しているとは言い難い。また、それぞれの場所で行われた暴行は、約1時間20分もの隔たりがあることから、時間的にも接着しているとは言い難い。空間の同一性

もっとも、①本件の場合、Aは、甲らの継続的支配下に置かれ、Aに謝罪を求めるという一連の経過の中で各暴行を受けており、2つの現場における暴行の経緯、動機も基本的に同一であった。

また、丙は、甲と乙がAに対して暴行を加えたことを認識して自らもAに暴行を加えていた。一方、甲と乙も、丙との間で第2現場での暴行の共謀までは至っていなかったものの、丙がAを詰問すること自体は十分に予期、認識していた場合であった。

よって、これらのことを踏まえると、Aへの暴行状況が継続していたと評価できる。

(ウ) 以上のことから、Aの硬膜下血腫を引き起こした点につき、第1現場と第2現場での暴行は同一の機会に行われたものと言える。

ウ したがって、Aの傷害が、甲と丙のどちらの暴行によるものと特定できずとも、同時傷害の特例により、これは問題とならない。

(5) また、傷害致死についても、死亡の原因となった傷害に刑法207条が適用されることから、207条の適用を肯定すべきである。よって、Aの死が、甲と丙のどちらの暴行によって引き起こされたものと特定できずとも、同時傷害の特例により、これも問題とならない。

3 以上より、甲には傷害致死罪が成立する。また、これは、以下で述べるように、乙との共同正犯となる。

4 甲は、Aを運転して病院の前にまで連れていったことにつき、中止犯が成立して、刑の必要的減免を受けないかが問題となるも、本件では、Aが死亡している以上、甲に中止犯が成立する余地はない。

5 また、甲には、Aの腹部を数回足蹴にし、全治10日の打撲傷を負わせた行為につき、傷害罪が成立すると考えられる。これについても、甲と丁のいずれの行為により生じたものと特定できないが、前述と同様に考えれば、この点は問題とならない。

よって、甲の当該行為について、別途、傷害罪が成立する。以下で述べるように乙と共同正犯が成立する。

6 さらに、甲には、Aを運転して連れ回した行為につき、Aの可能的自由を奪ったとして監禁罪(220条後段)が成立する。同罪については、以下で述べるように、乙との共同正犯が成立する。

7 罪数

甲には、㉗頭部暴行に伴う傷害致死罪と、㉘腹部暴行に伴う傷害罪、さらには㉙監禁罪が成立する。㉗と㉘は包括一罪となり、㉗㉘と㉙は併合罪(45条)となる。また、各罪において、乙との共同正犯になる。

第2 乙の罪責

1(1) 甲に成立する傷害致死罪につき、乙に共同正犯が成立するか。

(2) 共同正犯の成立要件は、①共謀、②共謀に基づく実行行為である。

(3) 本件では、甲と乙の間で、Aへの暴行について共謀が成立している(①充足)。

また、共同正犯の本質は、一部実行全部責任にあることから、乙が頭部暴行に及んでい

ない点については問題とならない。よって、甲が頭部暴行に及んでいる以上、共謀に基づく実行行為があったと言える(②充足)。

(4) したがって、乙には傷害致死罪の共同正犯が成立する。

2 乙は、Aの腹部を1回足げにしているが、これは甲による暴行ともあいまって、Aに全治10日の打撲傷を負わせるに至っている。

よって、腹部暴行に伴う傷害罪についても、甲と共同正犯が成立する。

3 また、甲に成立する監禁罪についても、甲と乙は、Aの母親に見つかることを恐れるという共通認識のもと採った行為であるから、双方に意思連絡が認められる。

よって、共謀が成立していたとして、同罪についても共同正犯が成立する。

4 罪数

乙には、㊦頭部暴行に伴う傷害致死罪と、㊧腹部暴行に伴う傷害罪、さらには㊨監禁罪が成立する。㊦と㊧は包括一罪となり、㊦㊧と㊨は併合罪(45条)となる。また、各罪において、甲との共同正犯になる。

第3 丙の罪責

1 丙は、第2現場でAの頭部を多数回殴打した行為につき、甲のときと同様に考えると、傷害致死罪が成立する。

2 また、丙は腹部を多数回殴打した行為にも及んでいるものの、Aに生じた全治10日に打撲傷は、甲ないし丁によって引き起こされたものであるため、丙による腹部暴行には暴行罪(208条)が成立するにとどまる。

3 丙については、他者との共謀が認められず、単独犯として各罪が成立する。

4 罪数

丙には、傷害致死罪と暴行罪が成立し、両罪は包括一罪となる。

第4 丁の罪責

1 丁は、第2現場でAの腹部を多数回殴打し、Aに全治10日の打撲傷を負わせた行為につき、傷害罪が成立すると考えられる。

2 もっとも、当該打撲傷は、甲、丁のどちら行為によって引き起こされたものかは特定できないが、同時傷害の特例が適用できる本件の場合、この点は問題とならない。

3 よって、丁の当該行為につき、傷害罪が成立する。

以上